

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免及び還付に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免及び還付に関する規程（平成19年規程第93号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に波線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 使用料等徴収規程第2条第3項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき 使用料（照明設備及び冷暖房設備の使用料を除く。以下この条において同じ。）の100%</u></p> <p>(2) <u>市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するとき 使用料の100%</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 本学に在籍する学生が所属する外部の学生団体の競技会、発表会等の会場として使用するとき <u>使用料の100%以内</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 本学周辺地域（山の田中学校の通学地域をいう。）の住民で構成される団体が行う社会教育、スポーツ等の振興を目的とする行事の会場として使用するとき <u>使用料の100%以内</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 使用料等徴収規程第2条第3項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>国、地方公共団体（下関市を除く。）その他公共団体又は下関市内の公共的な団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき 使用料（照明設備及び冷暖房設備の使用料を除く。以下この条において同じ。）の50%</u></p> <p>(2) <u>下関市がその事務又は事業の用に供するとき 使用料の100%</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 本学に在籍する学生が所属する外部の学生団体の競技会、発表会等の会場として使用するとき 使用料の100%</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 本学周辺地域（山の田中学校の通学地域をいう。）の住民で構成される団体が行う社会教育、スポーツ等の振興を目的とする行事の会場として使用するとき 使用料の100%</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。